

令和5年3月8日 開会

令和5年3月 日 閉会

令和5年第1回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

議案第1号	令和4年度江差町一般会計補正予算（第20号）について…………… P 1
議案第2号	令和4年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第5号）について… P 3 3
議案第3号	令和4年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について… P 4 7
議案第4号	令和4年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について…………… P 5 9
議案第5号	令和4年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について… P 7 1
議案第6号	令和4年度江差町水道事業会計補正予算（第3号）について…………… P 8 7
議案第7号	令和5年度江差町一般会計予算について
議案第8号	令和5年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
議案第9号	令和5年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第10号	令和5年度江差町介護保険特別会計予算について
議案第11号	令和5年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
議案第12号	令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
議案第13号	令和5年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
議案第14号	令和5年度江差町奨学金特別会計予算について
令和5年度各会計予算議案（議案第7号～第14号）別冊	
議案第15号	令和5年度江差町水道事業会計予算について
令和5年度江差町水道事業会計予算議案（議案第15号）別冊	
議案第16号	江差町財政調整基金の処分について…………… P 9 1
議案第17号	江差町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について…………… P 9 3
議案第18号	江差町個人情報保護審査会条例の制定について…………… P 9 7
議案第19号	江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の 一部を改正する条例について…………… P 1 0 1
議案第20号	江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部を改正する条例について…………… P 1 0 3
議案第21号	江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について… P 1 0 5
議案第22号	江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について…………… P 1 0 9
議案第23号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について…………… P 1 1 3
議案第24号	江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について…………… P 1 1 5
議案第25号	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について…………… P 1 1 7
議案第26号	江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について…………… P 1 1 9
議案第27号	江差町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について…………… P 1 2 1
議案第28号	財産の減額貸付について…………… 別冊
議案第29号	工事請負契約の締結について…………… P 1 2 3
議案第30号	指定管理者の指定について…………… P 1 2 5
議案第31号	指定管理者の指定について…………… P 1 2 7
議案第32号	指定管理者の指定について…………… P 1 2 9

議案第1号

令和4年度江差町一般会計補正予算（第20号）について

令和4年度江差町一般会計補正予算（第20号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ43,360千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,331,963千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和4年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額及びその他変更をする必要が生じたことによる。

令和4年度 一般会計補正予算構成表

(単位：千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
農林水産業費	農業振興費	農業経営持続化支援給付金事業	▲ 800	▲ 800					
教育費	保健体育総務費	江差町・上ノ国町学校給食組合負担金（学校給食費物価高騰対策）	1,304	800				504	
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金補正 計			504	0				504	
総務費	財政管理費	財務会計システム・統合資産管理システム更新	▲ 953					▲ 953	
総務費	企画費	北の江の島構想推進	0				0		財源更正 寄附金300 基金繰入金 ▲300
総務費	企画費	旧江光ビル跡地活用実施計画策定	0			20,900		▲ 20,900	財源更正
民生費	老人福祉費	後期高齢者医療広域連合負担金	▲ 3,083					▲ 3,083	
民生費	老人福祉費	後期高齢者医療特別会計繰出金	▲ 3,274		▲ 2,108			▲ 1,166	
民生費	老人福祉費	介護保険特別会計繰出金	▲ 7,523					▲ 7,523	
民生費	障害者福祉費	障害福祉サービス等給付	▲ 20,369	▲ 10,184	▲ 5,093			▲ 5,092	
民生費	障害者福祉費	重度心身障害者医療給付	▲ 2,500		▲ 1,250			▲ 1,250	
民生費	児童福祉総務費	子ども発達支援推進	▲ 8,505	▲ 4,252	▲ 2,127			▲ 2,126	
民生費	児童福祉総務費	児童手当支給	▲ 4,595	▲ 3,062	▲ 767			▲ 766	
衛生費	保健衛生総務費	看護師等育成確保対策	▲ 2,400				▲ 2,400		
衛生費	保健衛生総務費	道立江差病院医師確保対策	▲ 2,000				▲ 2,000		
衛生費	予防費	子ども医療費助成	▲ 3,100		▲ 744			▲ 2,356	
衛生費	予防費	不妊治療費助成等	▲ 310					▲ 310	
衛生費	予防費	巡回人間ドック対策	▲ 1,127				▲ 186	▲ 941	
衛生費	予防費	乳がん子宮がん検診	▲ 873				▲ 233	▲ 640	
衛生費	予防費	母子保健（定期予防接種）	▲ 4,653					▲ 4,653	

令和4年度 一般会計補正予算構成表

(単位：千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
衛生費	予防費	高齢者肺炎球菌予防接種支援	▲ 330					▲ 330	
衛生費	予防費	風しん追加的対策	▲ 849					▲ 849	
衛生費	環境衛生費	再エネ導入マスタープラン検討業務	0	▲ 7,508	3,800			3,708	財源更正
衛生費	環境衛生費	有害鳥獣駆除	▲ 600					▲ 600	
農林水産業費	農業振興費	江差町産業担い手育成支援	0				300	▲ 300	財源更正
農林水産業費	農地費	江差町農地流動化促進補助	▲ 1,497			▲ 1,400		▲ 97	
農林水産業費	林業振興費	木育推進	▲ 310				▲ 310		
商工費	商工業振興費	産業まつり実行委員会補助	▲ 266					▲ 266	
商工費	観光費	“古くて新しいまち江差”観光振興(地域DMO)事業	▲ 415					▲ 415	
商工費	追分振興費	江差町民芸団体連絡協議会補助	▲ 400					▲ 400	
商工費	自然公園管理費	かもめ島公衆トイレ屋根改修工事	▲ 511					▲ 511	
土木費	道路新設改良費	町道五厘沢山崎線道路改良工事	▲ 19,800	▲ 12,196		▲ 6,700		▲ 904	
土木費	港湾管理費	直轄港湾整備	▲ 9,743			▲ 8,100		▲ 1,643	
土木費	公共下水道費	公共下水道事業特別会計繰出金	▲ 3,842					▲ 3,842	
土木費	住宅管理費	公営住宅長寿命化対策(円山第3団地解体・除却)	▲ 2,119			▲ 2,100		▲ 19	
消防費	消防施設費	行政組合分担金(指令車購入)	0			1,000		▲ 1,000	財源更正
消防費	災害対策費	災害備蓄品整備	0		2,500		▲ 5,000	2,500	財源更正
教育費	教育振興費	要保護児童等就学援助・特別支援教育就学奨励(小学校)	▲ 691					▲ 691	
教育費	教育振興費	要保護生徒等就学援助・特別支援教育就学奨励(中学校)	▲ 1,266					▲ 1,266	
教育費	学校給食費	要保護児童等就学援助・特別支援教育就学奨励(給食費)(小学校)	▲ 506					▲ 506	

令和4年度 一般会計補正予算構成表

(単位：千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
教育費	学校給食費	要保護生徒等就学援助・特別支援教育就学奨励（給食費）（中学校）	▲ 286					▲ 286	
教育費	文化会館管理費	文化会館電話装置取替工事	▲ 256					▲ 256	
教育費	文化財保護費	無形民俗文化財保存伝承対策	▲ 180				▲ 100	▲ 80	
教育費	保健体育総務費	学習支援用スキー用具整備	▲ 115					▲ 115	
減額補正・財源更正 計			▲ 109,247	▲ 37,202	▲ 5,789	3,600	▲ 9,929	▲ 59,927	
総務費	一般管理費	総務管理事務（北海道派遣職員負担金）	406					406	
総務費	財産管理費	江差町議会議場有線マイク制御設備工事	15,378					15,378	
総務費	諸費	令和3年度風しん追加的対策事業国庫負担金返還	358					358	
民生費	老人福祉費	社会福祉法人が行う利用者負担額軽減事業補助	5,895		4,421			1,474	
民生費	児童福祉総務費	子ども発達支援推進	1,761					1,761	
衛生費	予防費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保（オミクロン株対応ワクチン接種）	2,880	2,880					
農林水産業費	農業振興費	豊かな産地づくり総合支援事業	4,000				4,000		
商工費	商工業振興費	マイナポイント申込支援事業	412	411				1	
土木費	港湾管理費	直轄港湾整備（令和4年度補正予算分）	34,000			34,000			
公債費	元金	公債費（元金）	258					258	
公債費	利子	公債費（利子）	35					35	
一般事業補正 計			65,383	3,291	4,421	34,000	4,000	19,671	
計			▲ 43,360	▲ 33,911	▲ 1,368	37,600	▲ 5,929	▲ 39,752	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10地方交付税		2,724,227	39,752	2,684,475
	1地方交付税	2,724,227	39,752	2,684,475
13国庫支出金		1,020,137	33,911	986,226
	1国庫負担金	407,155	14,718	392,437
	2国庫補助金	601,072	19,193	581,879
14道支出金		314,248	1,368	312,880
	1道負担金	233,678	10,095	223,583
	2道補助金	64,763	8,727	73,490
16寄附金		158,861	800	159,661
	1寄附金	158,861	800	159,661
17繰入金		280,951	1,310	279,641
	1基金繰入金	280,951	1,310	279,641
19諸収入		77,142	5,419	71,723
	6雑収入	25,583	5,419	20,164
20町債		520,300	37,600	557,900
	1町債	520,300	37,600	557,900
歳入	合計	6,375,323	43,360	6,331,963

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,346,740	15,189	1,361,929
	1総務管理費	1,275,797	15,189	1,290,986
3民生費		1,702,705	42,193	1,660,512
	1社会福祉費	1,380,480	30,854	1,349,626
	2児童福祉費	322,225	11,339	310,886
4衛生費		543,850	13,362	530,488
	1保健衛生費	543,850	13,362	530,488
6農林水産業費		252,225	1,393	253,618
	1農業費	144,645	1,703	146,348
	2林業費	34,986	310	34,676
7商工費		313,131	1,180	311,951
	1商工費	313,131	1,180	311,951
8土木費		655,532	1,504	654,028
	2道路橋梁費	358,938	19,800	339,138
	4港湾費	35,241	24,257	59,498
	5都市計画費	178,736	3,842	174,894
	6住宅費	57,278	2,119	55,159
10教育費		669,997	1,996	668,001
	2小学校費	95,055	1,197	93,858
	3中学校費	55,931	1,552	54,379
	4社会教育費	95,984	436	95,548
	5保健体育費	260,379	1,189	261,568
11公債費		549,240	293	549,533
	1公債費	549,240	293	549,533
歳出	合計	6,375,323	43,360	6,331,963

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	北の江の島構想推進	2, 200
総務費	総務管理費	江差町議会議場有線マイク制御設備工事	15, 378
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保（オミクロン株対応ワクチン接種）	2, 880
衛生費	保健衛生費	出産・子育て応援ギフト事業	2, 114
土木費	港湾費	直轄港湾整備（令和 4 年度補正予算分）	34, 000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
広報印刷製本	令和4年度～令和5年度	4,657
役場庁舎エレベーター保守	令和4年度～令和5年度	682
役場庁舎電気設備保守	令和4年度～令和5年度	386
役場庁舎玄関マット借上	令和4年度～令和5年度	153
ふるさと応援寄附金対策	令和4年度～令和5年度	江差町がふるさと納税事業に伴い事業者 に支払う経費
乗合タクシー運行委託	令和4年度～令和5年度	314
交通安全指導車兼災害対応公用車購入	令和4年度～令和5年度	3,000
南が丘デジタル無線共聴施設保守	令和4年度～令和5年度	165
鯨川デジタルミニサテ設備保守	令和4年度～令和5年度	165
町税滞納管理システム管理	令和4年度～令和5年度	2,650
確定申告システム業務	令和4年度～令和5年度	1,182
軽自動車税課税計算業務	令和4年度～令和5年度	439
固定資産税課税計算業務	令和4年度～令和5年度	1,843
住民税課税計算業務	令和4年度～令和5年度	1,815
ASP サービス利用料	令和4年度～令和5年度	801
固定資産税家屋評価システム利用料	令和4年度～令和5年度	396
券面印刷機システム保守	令和4年度～令和5年度	169
タブレット端末保守	令和4年度～令和5年度	22
戸籍附票データ等振り分けソフトウェア保守	令和4年度～令和5年度	66
老人福祉センター浄化槽保守	令和4年度～令和5年度	218
緊急通報システムセンター装置保守	令和4年度～令和5年度	101
高齢者等交通費助成事業委託	令和4年度～令和5年度	3,143
福祉バス運行委託	令和4年度～令和5年度	589
町有中型バス運行管理委託	令和4年度～令和5年度	2,711

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
高齢者等外出支援サービス事業運営委託	令和4年度～令和5年度	384
障害者福祉システム保守	令和4年度～令和5年度	1,010
在宅型総合福祉施設浄化槽保守	令和4年度～令和5年度	304
在宅型総合福祉施設電気設備保守	令和4年度～令和5年度	148
子ども・子育て支援システム保守	令和4年度～令和5年度	264
かもめ保育園電気設備保守	令和4年度～令和5年度	188
資源（空缶・ペットボトル）回収運搬委託	令和4年度～令和5年度	2,178
害虫駆除及び小動物死骸処理等業務	令和4年度～令和5年度	2,211
水堀排水機場電気設備保守	令和4年度～令和5年度	111
江差町漁船等上架施設指定管理委託	令和4年度～令和8年度	22,008
壱番蔵指定管理委託	令和4年度～令和8年度	2,400
観光ポータルサイト運用委託	令和4年度～令和5年度	1,460
道の駅浄化槽保守	令和4年度～令和5年度	225
道の駅観光案内等業務委託	令和4年度～令和5年度	2,436
繁次郎番屋管理業務委託	令和4年度～令和5年度	3,935
繁次郎番屋外壁及び破風板塗装工事	令和4年度～令和5年度	1,265
旧町営レストラン自動ドア取替工事	令和4年度～令和5年度	330
旧町営レストラン外壁改修工事	令和4年度～令和5年度	1,133
追分会館外壁補修工事	令和4年度～令和5年度	1,123
江差港マリーナ施設指定管理委託	令和4年度～令和8年度	2,200
公営住宅浄化槽保守	令和4年度～令和5年度	436
円山第4団地エレベーター保守	令和4年度～令和5年度	438
全国瞬時警報システム保守	令和4年度～令和5年度	297
スクールバス運行委託（小学校）	令和4年度～令和5年度	14,260
スクールバス運行委託（中学校）	令和4年度～令和5年度	15,790
町立小学校浄化槽保守	令和4年度～令和5年度	1,427

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
町立小学校電気設備保守	令和4年度～令和5年度	595
町立中学校電気設備保守	令和4年度～令和5年度	190
江差中学校エレベーター保守	令和4年度～令和5年度	608
運動公園電気設備保守	令和4年度～令和5年度	237

第4表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄港湾整備（令和4年度補正予算分）	34,000	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
旧江光ビル跡地活用実施計画策定委託	20,900	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。

(変更)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前 江差町農地流動化促進補助	2,700	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	1,300	同上	同上	同上
変更前 町道五厘沢山崎線道路改良工事	47,900	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	41,200	同上	同上	同上

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	直轄港湾整備	19,800	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		11,700	同上	同上	同上
変更前	円山第3団地 解体・除却	11,300	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		9,200	同上	同上	同上
変更前	消防指令車購入	6,400	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		7,400	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,724,227	39,752	2,684,475
13 国庫支出金	1,020,137	33,911	986,226
14 道支出金	314,248	1,368	312,880
16 寄附金	158,861	800	159,661
17 繰入金	280,951	1,310	279,641
19 諸収入	77,142	5,419	71,723
20 町債	520,300	37,600	557,900
歳入合計	6,375,323	43,360	6,331,963

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,346,740	15,189	1,361,929		20,900	0	5,711
3民生費	1,702,705	42,193	1,660,512	24,422			17,771
4衛生費	543,850	13,362	530,488	1,572		4,819	6,971
6農林水産業費	252,225	1,393	253,618	800	1,400	3,990	397
7商工費	313,131	1,180	311,951	411			1,591
8土木費	655,532	1,504	654,028	12,196	17,100		6,408
9消防費	267,793	0	267,793	2,500	1,000	5,000	1,500
10教育費	669,997	1,996	668,001	800		100	2,696
11公債費	549,240	293	549,533				293
歳出合計	6,375,323	43,360	6,331,963	35,279	37,600	5,929	39,752

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計	
				項
				目
10 地方交付税	2,724,227	39,752	2,684,475	
1 地方交付税	2,724,227	39,752	2,684,475	
1 地方交付税	2,724,227	39,752	2,684,475	
13 国庫支出金	1,020,137	33,911	986,226	
1 国庫負担金	407,155	14,718	392,437	
1 民生費国庫負担金	372,209	17,498	354,711	
2 衛生費国庫負担金	34,946	2,780	37,726	
2 国庫補助金	601,072	19,193	581,879	
3 衛生費国庫補助金	74,182	7,408	66,774	
4 農林水産業費国庫補助金	44,038	800	43,238	
5 商工費国庫補助金	105,627	411	106,038	
6 土木費国庫補助金	173,309	12,196	161,113	
8 教育費国庫補助金	25,160	800	25,960	
14 道支出金	314,248	1,368	312,880	
1 道負担金	233,678	10,095	223,583	
1 民生費道費負担金	231,429	10,095	221,334	
2 道補助金	64,763	8,727	73,490	
1 民生費道費補助金	26,361	3,171	29,532	
2 衛生費道費補助金	4,488	744	3,744	
4 総務費道費補助金	1,503	3,800	5,303	

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	地方交付税	39,752	普通交付税
1	社会福祉費負担金	10,184	障害福祉サービス等給付
2	児童福祉費負担金	7,314	児童手当 3,062 障害児施設給付 4,252
1	保健衛生費負担金	2,780	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金
1	保健衛生費補助金	7,408	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 7,508 新型コロナウイルス接種体制確保事業補助金 100
1	農業費補助金	800	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 農業経営持続化支援給付金事業分
1	商工費国庫補助金	411	マイナポイント事業費補助金
1	道路橋梁費補助金	12,196	社会資本整備総合交付金 五厘沢山崎線道路改良
4	保健体育費補助金	800	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 学校給食費物価高騰対策分
1	社会福祉費負担金	7,201	障害福祉サービス等給付 5,093 後期高齢者保険基盤安定 2,108
2	児童福祉費負担金	2,894	児童手当 767 障害児施設給付 2,127
1	社会福祉費補助金	3,171	重度心身障害者医療給付 1,250 介護サービス利用者負担軽減事業補助 4,421
1	保健衛生費補助金	744	乳幼児医療給付
1	総務管理費補助金	3,800	地域づくり総合交付金 再エネ導入マスタープラン

款	補正前の額	補正額	計	
				項
				目
5 消防費道費補助金	0	2,500	2,500	
16 寄附金	158,861	800	159,661	
1 寄附金	158,861	800	159,661	
1 寄附金	158,861	800	159,661	
17 繰入金	280,951	1,310	279,641	
1 基金繰入金	280,951	1,310	279,641	
3 過疎地域自立促進基金繰入金	36,900	2,000	34,900	
4 ふるさと応援基金繰入金	117,800	1,000	118,800	
9 森林環境譲与税基金繰入金	7,164	310	6,854	
19 諸収入	77,142	5,419	71,723	
6 雑入	25,583	5,419	20,164	
1 雑入	25,583	5,419	20,164	
20 町債	520,300	37,600	557,900	
1 町債	520,300	37,600	557,900	
1 総務債	102,000	20,900	122,900	
2 農林水産業債	50,900	1,400	49,500	
3 土木債	145,700	17,100	162,800	
6 消防債	6,400	1,000	7,400	
歳入合計	6,375,323	43,360	6,331,963	

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	災害対策費補助金	2,500	地域づくり総合交付金 災害備蓄品整備
1	寄付金	800	企業版ふるさと納税
1	過疎地域自立促進基金繰入金	2,000	道立病院医師確保対策
1	ふるさと応援基金繰入金	1,000	北の江の島構想推進等 500 無形民俗文化財保存伝承 100 看護師等育成確保対策 2,400 豊かな産地づくり総合支援事業 4,000
1	森林環境譲与税基金繰入金	310	森林環境譲与税基金繰入金
2	雑入	5,419	北海道備荒資金組合支消金 5,000 がん検診自己負担金 419
1	総務管理債	20,900	旧江光ビル跡地活用実施計画策定
1	農業債	1,400	農地流動化促進補助
1	道路橋梁事業債	6,700	町道五厘沢山崎線道路改良工事
3	港湾整備事業債	25,900	直轄港湾整備 8,100 直轄港湾整備（令和4年度補正予算分） 34,000
4	住宅債	2,100	町営住宅長寿命化対策 円山第3団地解体
1	消防債	1,000	消防指令車購入

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,346,740	15,189	1,361,929		20,900		5,711
1 総務管理費	1,275,797	15,189	1,290,986		20,900		5,711
1 一般管理費	695,336	406	695,742				406
3 財政管理費	13,362	953	12,409				953
5 財産管理費	124,244	15,378	139,622				15,378
6 企画費	374,272	0	374,272		20,900		20,900
10 諸費	43,546	358	43,904				358
3 民生費	1,702,705	42,193	1,660,512	24,422			17,771
1 社会福祉費	1,380,480	30,854	1,349,626	14,214			16,640
3 老人福祉費	507,831	7,985	499,846	2,313			10,298
5 障害者福祉費	597,963	22,869	575,094	16,527			6,342
2 児童福祉費	322,225	11,339	310,886	10,208			1,131
1 児童福祉総務費	171,357	11,339	160,018	10,208			1,131
4 衛生費	543,850	13,362	530,488	1,572		4,819	6,971
1 保健衛生費	543,850	13,362	530,488	1,572		4,819	6,971
1 保健衛生総務費	368,098	4,400	363,698			4,400	
2 予防費	151,835	8,362	143,473	2,136		419	10,079

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
18	負担金補助及び交付金	406	北海道派遣職員負担金
12	委託料	953	財務会計システム・統合資産管理システム更新委託
14	工事請負費	15,378	江差町議会議場有線マイク制御設備工事
			財源更正
22	償還金利子及び割引料	358	令和3年度風しん追加的対策事業国庫負担金返還
18	負担金補助及び交付金	2,812	後期高齢者医療広域連合負担金 3,083 社会福祉法人が行う介護サービス利用者負担額軽減事業補助 5,895
27	繰出金	10,797	介護保険特別会計繰出金 7,523 後期高齢者医療特別会計繰出金 3,274
19	扶助費	22,869	計画相談支援 70 重度心身障害者医療費給付 2,500 居住系サービス 6,000 日中活動系サービス 11,811 居宅介護サービス 2,112 短期入所サービス 376
18	負担金補助及び交付金	1,761	子ども発達支援センター負担金
19	扶助費	13,100	児童手当 4,595 障害児施設給付 8,259 計画相談支援 246
20	貸付金	4,400	看護師等養成学校等修学資金貸付 2,400 道立江差病院医師研究資金貸付 2,000
10	需用費	2,878	医薬材料費
11	役務費	100	手数料 その他
12	委託料	2,174	新型コロナウイルスワクチン接種委託 2,780 高齢者肺炎球菌予防接種委託 330

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国道支出金	地方債	その他	
		3 環境衛生費	23,917	600	23,317	3,708			3,108
	6 農林水産業費		252,225	1,393	253,618	800	1,400	3,990	397
		1 農業費	144,645	1,703	146,348	800	1,400	4,300	397
		2 農業振興費	71,228	3,200	74,428	800		4,300	300
		4 農地費	53,953	1,497	52,456		1,400		97
		2 林業費	34,986	310	34,676			310	
		2 林業振興費	34,039	310	33,729			310	
	7 商工費		313,131	1,180	311,951	411			1,591
		1 商工費	313,131	1,180	311,951	411			1,591
		2 商工業振興費	165,479	146	165,625	411			265
		3 観光費	73,075	415	72,660				415
		5 追分振興費	18,301	400	17,901				400
		7 自然公園管理費	18,338	511	17,827				511
	8 土木費		655,532	1,504	654,028	12,196	17,100		6,408
		2 道路橋梁費	358,938	19,800	339,138	12,196	6,700		904

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
			定期予防接種委託 1,775 抗体検査委託 490 予防接種委託 359 がん検診委託 1,574 健康診査委託 426
18	負担金補助及び交付金	310	不妊治療費助成
19	扶助費	3,100	子ども医療費給付
18	負担金補助及び交付金	600	狩猟免許取得・更新等補助
18	負担金補助及び交付金	3,200	豊かな産地づくり総合支援事業 地域振興作物栽培施設整備事業補助 3,381 ア刈 等高収益作物種苗購入支援事業補助 619 農業経営持続化支援給付 800
18	負担金補助及び交付金	1,497	江差町農地流動化促進補助
12	委託料	310	地拵え業務委託
1	報酬	168	会計年度任用職員 1人
2	給料	186	会計年度任用職員 1人
3	職員手当等	20	会計年度任用職員 時間外勤務手当
4	共済費	38	会計年度任用職員 共済組合負担金
18	負担金補助及び交付金	266	江差町産業まつり実行委員会補助
12	委託料	415	観光ポータルサイト運用委託
18	負担金補助及び交付金	400	江差町民芸団体連絡協議会運営費補助
14	工事請負費	511	かもめ島下公衆トイレ屋根改修工事 258 かもめ島上公衆トイレ屋根改修工事 253

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国道支出金	地方債	その他		
1	道路新設改良費		166,500	19,800	146,700	12,196	6,700		904	
4	港湾費		35,241	24,257	59,498		25,900		1,643	
	1	港湾管理費	35,241	24,257	59,498		25,900		1,643	
5	都市計画費		178,736	3,842	174,894				3,842	
	4	公共下水道費	173,062	3,842	169,220				3,842	
6	住宅費		57,278	2,119	55,159		2,100		19	
	1	住宅管理費	57,278	2,119	55,159		2,100		19	
9	消防費		267,793	0	267,793	2,500	1,000	5,000	1,500	
	1	消防費	267,793	0	267,793	2,500	1,000	5,000	1,500	
		3	消防施設費	20,839	0	20,839		1,000		1,000
		4	災害対策費	19,878	0	19,878	2,500		5,000	2,500
10	教育費		669,997	1,996	668,001	800		100	2,696	
	2	小学校費	95,055	1,197	93,858				1,197	
		2	教育振興費	13,769	691	13,078				691
		3	学校給食費	3,108	506	2,602				506
	3	中学校費	55,931	1,552	54,379				1,552	
		2	教育振興費	14,494	1,266	13,228				1,266
		3	学校給食費	2,260	286	1,974				286
	4	社会教育費	95,984	436	95,548			100	336	
		4	文化会館管理費	71,606	256	71,350				256
		6	文化財保護費	5,436	180	5,256			100	80
	5	保健体育費	260,379	1,189	261,568	800			389	
		1	保健体育総務費	234,310	1,189	235,499	800			389
11	公債費		549,240	293	549,533				293	

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	19,800	五厘沢山崎線道路改良調査設計業務
18	負担金補助及び交付金	24,257	江差港直轄工事負担金 9,743 江差港直轄工事負担金（令和4年度補正予算分） 34,000
27	繰出金	3,842	公共下水道事業特別会計繰出金
14	工事請負費	2,119	円山第3団地解体工事
			財源更正
			財源更正
19	扶助費	691	要保護・準要保護児童就学援助
19	扶助費	506	要保護・準要保護児童就学援助
19	扶助費	1,266	要保護・準要保護児童就学援助
19	扶助費	286	要保護・準要保護児童就学援助
14	工事請負費	256	電話装置取替工事
18	負担金補助及び交付金	180	無形民俗文化財保存伝承補助
17	備品購入費	115	小中学生用スキーセット
18	負担金補助及び交付金	1,304	江差町・上ノ国町学校給食組合負担金

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 公債費	549,240	293	549,533				293
1 元金	519,906	258	520,164				258
2 利子	29,301	35	29,336				35
歳出合計	6,375,323	43,360	6,331,963	35,279	37,600	5,929	39,752

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
22	償還金利子及び割引料	258	長期借入金償還元金
22	償還金利子及び割引料	35	長期借入金償還利子

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正前	長 等	3		20,976	7,430 4.40			291	7,892	36,589	5,784	42,373
	議 員	12	26,436		4,957 2.40					31,393	8,610	40,003
	その他の特別 職	361	15,135							15,135		15,135
	計	376	41,571	20,976	12,394			291	7,892	83,117	14,394	97,511
補正額	長 等											
	議 員											
	その他の特別 職											
	計											
補正後	長 等	3		20,976	7,430 4.40			291	7,892	36,589	5,784	42,373
	議 員	12	26,436		4,957 2.40					31,393	8,610	40,003
	その他の特別 職	361	15,135							15,135		15,135
	計	376	41,571	20,976	12,394			291	7,892	83,117	14,394	97,511

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	94		335,908	256,702	592,610	110,051	702,661	
補正額								
補正後	94		335,908	256,702	592,610	110,051	702,661	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前	8,352	6,483	67,913	59,346	12,341	33,618	2,066	5,832
補正額										
補正後	8,352	6,483	67,913	59,346	12,341	33,618	2,066	5,832	6,500	
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考				
補正前				492	53,759					
補正額										
補正後				492	53,759					

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	145	60,590	95,971	45,644	202,205	29,232	231,437	
補正額		168	186	20	374	38	412	
補正後	145	60,758	96,157	45,664	202,579	29,270	231,849	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前			14,511			9,992	2,638	
補正額						20				
補正後				14,511		10,012	2,638		750	
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考				
補正前					17,753					
補正額										
補正後					17,753					

(5) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 支 出 金	道 地 方 債	そ の 他	
広報印刷製本	4,657			令和4 ～ 5	4,657			41	4,616
役場庁舎エレベーター保守	682			令和4 ～ 5	682				682
役場庁舎電気設備保守	386			令和4 ～ 5	386				386
役場庁舎玄関マット借上	153			令和4 ～ 5	153				153
ふるさと応援寄附金対策		江差町がふるさと納税事業に伴い事業者に支払う経費		令和4 ～ 5	限度額に同じ				限度額に同じ
乗合タクシー運行委託	314			令和4 ～ 5	314				314
交通安全指導車兼災害対応公用車購入	3,000			令和4 ～ 5	3,000				3,000
南が丘デジタル無線共聴施設保守	165			令和4 ～ 5	165				165
鍼川デジタルミニサテ設備保守	165			令和4 ～ 5	165				165
町税滞納管理システム管理	2,650			令和4 ～ 5	2,650				2,650
確定申告システム業務	1,182			令和4 ～ 5	1,182				1,182
軽自動車税課税計算業務	439			令和4 ～ 5	439				439
固定資産税課税計算業務	1,843			令和4 ～ 5	1,843				1,843
住民税課税計算業務	1,815			令和4 ～ 5	1,815				1,815
ASPサービス利用料	801			令和4 ～ 5	801				801
固定資産税家屋評価システム利用料	396			令和4 ～ 5	396				396
券面印刷機システム保守	169			令和4 ～ 5	169				169
タブレット端末保守	22			令和4 ～ 5	22				22

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源	
						国 支 出 金	道 道 金	地 方 債		そ の 他
戸籍附票データ等振り分けソフトウェア保守	66			令和4 ～ 5	66	66				
老人福祉センター浄化槽保守	218			令和4 ～ 5	218					218
緊急通報システムセンター装置保守	101			令和4 ～ 5	101					101
高齢者等交通費助成事業委託	3,143			令和4 ～ 5	3,143					3,143
福祉バス運行委託	589			令和4 ～ 5	589					589
町有中型バス運行管理委託	2,711			令和4 ～ 5	2,711					2,711
高齢者等外出支援サービス事業運営委託	384			令和4 ～ 5	384				61	323
障害者福祉システム保守	1,010			令和4 ～ 5	1,010					1,010
在宅型総合福祉施設浄化槽保守	304			令和4 ～ 5	304					304
在宅型総合福祉施設電気設備保守	148			令和4 ～ 5	148					148
子ども・子育て支援システム保守	264			令和4 ～ 5	264					264
かもめ保育園電気設備保守	188			令和4 ～ 5	188				188	
資源（空缶・ペットボトル）回収運搬業務委託	2,178			令和4 ～ 5	2,178				336	1,842
害虫駆除及び小動物死骸処理等業務	2,211			令和4 ～ 5	2,211					2,211
水堀排水機場電気設備保守	111			令和4 ～ 5	111					111
江差町漁船等上架施設指定管理委託	22,008			令和4 ～ 8	22,008					22,008
壱番蔵指定管理委託	2,400			令和4 ～ 8	2,400					2,400
観光ポータルサイト運用委託	1,460			令和4 ～ 5	1,460					1,460
道の駅浄化槽保守	225			令和4 ～ 5	225					225

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源	
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
道の駅観光案内等業務委託	2,436			令和4 ～ 5	2,436					2,436
繁次郎番屋管理業務委託	3,935			令和4 ～ 5	3,935					3,935
繁次郎番屋外壁及び破風板塗装工事	1,265			令和4 ～ 5	1,265					1,265
旧町営レストラン自動ドア取替工事	330			令和4 ～ 5	330					330
旧町営レストラン外壁改修工事	1,133			令和4 ～ 5	1,133					1,133
追分会館外壁補修工事	1,123			令和4 ～ 5	1,123					1,123
江差港マリーナ施設指定管理委託	2,200			令和4 ～ 8	2,200					2,200
公営住宅浄化槽保守	436			令和4 ～ 5	436				436	
円山第4団地エレベーター保守点検委託業務	438			令和4 ～ 5	438				438	
全国瞬時警報システム保守委託	297			令和4 ～ 5	297					297
スクールバス運行委託（小学校）	14,260			令和4 ～ 5	14,260					14,260
スクールバス運行委託（中学校）	15,790			令和4 ～ 5	15,790					15,790
町立小学校浄化槽保守委託	1,427			令和4 ～ 5	1,427					1,427
町立小学校電気設備保守	595			令和4 ～ 5	595					595
町立中学校電気設備保守	190			令和4 ～ 5	190					190
江差中学校エレベーター保守	608			令和4 ～ 5	608					608
運動公園電気設備保守	237			令和4 ～ 5	237					237

(6) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
1 普通債	1,793,053	1,670,342	158,300	167,046	895,301	
(4) 土木債	280,365	268,819	77,900	13,871	332,848	
(5) 公営住宅債	539,513	479,865	10,400	51,074	439,191	
(6) 消防債	176,394	149,828		26,566	123,262	
3 直轄債	135,560	128,560	40,000	14,070	154,490	
4 その他	3,519,351	3,271,336	358,500	332,528	1,466,169	
(1) 過疎対策事業債	1,043,165	1,070,700	274,600	73,645	1,271,655	
(4) 財源対策債等	243,495	198,670	34,500	38,656	194,514	
合計	補正前の額	5,473,004	5,088,480	520,300	519,906	5,088,874
	補正額			37,600		37,600
	補正後の額	5,473,004	5,088,480	557,900	519,906	5,126,474

議案第2号

令和4年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第5号）について

令和4年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,116千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ817,255千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和4年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額及びその他変更をする必要が生じたことによる。

令和4年度 国民健康保険費特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
保健事業費	保健事業費	保健事業費	▲ 1,734					▲ 1,734	
保健事業費	特定健康 診査等事 業費	特定健康診査等 事業費	▲ 382					▲ 382	
計			▲ 2,116					▲ 2,116	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7繰入金		114,410	2,116	112,294
	2基金繰入金	15,643	2,116	13,527
歳入合計		819,371	2,116	817,255

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5保健事業費		22,124	2,116	20,008
	1保健事業費	12,007	1,734	10,273
	2特定健康診査等事業費	10,117	382	9,735
歳 出 合 計		819,371	2,116	817,255

第2表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
課税電算処理委託	令和4年度～令和5年度	929
収納率向上対策事業	令和4年度～令和5年度	884

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	114,410	2,116	112,294
歳入合計	819,371	2,116	817,255

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5保健事業費	22,124	2,116	20,008				2,116
歳出合計	819,371	2,116	817,255	0	0	0	2,116

(2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
7 繰入金	114,410	2,116	112,294
2 基金繰入金	15,643	2,116	13,527
1 基金繰入金	15,643	2,116	13,527
歳入合計	819,371	2,116	817,255

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	2,116	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5 保健事業費	22,124	2,116	20,008				2,116
1 保健事業費	12,007	1,734	10,273				1,734
1 保健事業費	12,007	1,734	10,273				1,734
2 特定健康診査等 事業費	10,117	382	9,735				382
1 特定健康診査 等事業費	10,117	382	9,735				382
歳出合計	819,371	2,116	817,255	0	0	0	2,116

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	1,734	人間ドック他
12	委託料	382	特定健康診査受診料他

(4) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源	
						国 支 出 金	道 道 金	地 方 債		そ の 他
課税電算処理委託	929			令和4 ～ 5	929				929	
収納率向上対策事業	884			令和4 ～ 5	884				884	

議案第3号

令和4年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ8,274千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131,990千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和4年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算を減額する必要が生じたことによる。

令和4年度 後期高齢者医療特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
後期高齢者 医療広域連 合納付金	後期高齢者 医療広域連 合納付金	後期高齢者医療広 域連合納付金	▲ 8,274				▲ 8,274		
計			▲ 8,274				▲ 8,274		

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1後期高齢者医療保険料		89,883	5,000	84,883
	1後期高齢者医療保険料	89,883	5,000	84,883
4繰入金		49,353	3,274	46,079
	1一般会計繰入金	49,353	3,274	46,079
歳入合計		140,264	8,274	131,990

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2後期高齢者医療広域連合納 付金		136,127	8,274	127,853
	1後期高齢者医療広域連合納 付金	136,127	8,274	127,853
歳 出 合 計		140,264	8,274	131,990

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	89,883	5,000	84,883
4 繰入金	49,353	3,274	46,079
歳入合計	140,264	8,274	131,990

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他		
後期高齢者医療広 域連合納付金	136,127	8,274	127,853			8,274		
歳出合計	140,264	8,274	131,990	0	0	8,274	0	

(2) 歳入

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
1 後期高齢者医療保険料	89,883	5,000	84,883
1 後期高齢者医療保険料	89,883	5,000	84,883
1 特別徴収保険料	62,898	5,000	57,898
4 繰入金	49,353	3,274	46,079
1 一般会計繰入金	49,353	3,274	46,079
1 事務費繰入金	7,068	464	6,604
2 保険基盤安定繰入金	42,285	2,810	39,475
歳 入 合 計	140,264	8,274	131,990

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 現 年 度 分	5,000	
1 事 務 費 繰 入 金	464	
1 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	2,810	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	136,127	8,274	127,853			8,274	
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	136,127	8,274	127,853			8,274	
1 後期高齢者医 療広域連合納 付金	136,127	8,274	127,853			8,274	
歳出合計	140,264	8,274	131,990	0	0	8,274	0

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	8,274	後期高齢者医療保険料 現年度分 5,000 広域連合事務費負担金 464 保険基盤安定分 2,810

議案第4号

令和4年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ48,307千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,228,321千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第2条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ48,307千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,223,069千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和4年度江差町介護保険特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算を減額する必要が生じたことによる。

令和4年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	介護認定審査会費	介護認定審査会費	▲ 472				▲ 472		
保険給付費	居宅介護サービス等給付費	居宅介護サービス等給付費	▲ 20,677	▲ 4,918	▲ 3,778		▲ 8,167	▲ 3,814	
保険給付費	地域密着型介護サービス給付費	地域密着型介護サービス給付費	▲ 26,711	▲ 7,893	▲ 3,339		▲ 10,551	▲ 4,928	
保険給付費	特定入所者介護サービス費	特定入所者介護サービス費	▲ 11,268	▲ 2,766	▲ 1,972		▲ 4,451	▲ 2,079	
基金積立金	基金積立金	基金積立金	10,821					10,821	
計			▲ 48,307	▲ 15,577	▲ 9,089		▲ 23,641		

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2分担金及び負担金		6,010	281	5,729
	1負担金	6,010	281	5,729
3国庫支出金		322,258	15,577	306,681
	1国庫負担金	191,302	9,975	181,327
	2国庫補助金	130,956	5,602	125,354
4支払基金交付金		310,347	15,837	294,510
	1支払基金交付金	310,347	15,837	294,510
5道支出金		180,105	9,089	171,016
	1道負担金	168,895	9,089	159,806
7繰入金		231,028	7,523	223,505
	1一般会計繰入金	222,276	7,523	214,753
歳 入	合 計	1,271,376	48,307	1,223,069

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		45,234	472	44,762
	3介護認定審査会費	16,591	472	16,119
2保険給付費		1,108,303	58,656	1,049,647
	1介護サービス等諸費	986,080	47,388	938,692
	6特定入所者介護サービス等費	69,050	11,268	57,782
5基金積立金		10	10,821	10,831
	1基金積立金	10	10,821	10,831
歳出合計		1,271,376	48,307	1,223,069

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金	6,010	281	5,729
3 国庫支出金	322,258	15,577	306,681
4 支払基金交付金	310,347	15,837	294,510
5 道支出金	180,105	9,089	171,016
7 繰入金	231,028	7,523	223,505
歳入合計	1,271,376	48,307	1,223,069

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
総務費	45,234	472	44,762			472	
2保険給付費	1,108,303	58,656	1,049,647	24,666		23,169	10,821
5基金積立金	10	10,821	10,831				10,821
歳出合計	1,271,376	48,307	1,223,069	24,666	0	23,641	0

(2) 歳入 (保険事業勘定)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
2 分担金及び負担金	6,010	281	5,729
1 負担金	6,010	281	5,729
1 認定審査会負担金	6,010	281	5,729
3 国庫支出金	322,258	15,577	306,681
1 国庫負担金	191,302	9,975	181,327
1 介護給付費負担金	191,302	9,975	181,327
2 国庫補助金	130,956	5,602	125,354
1 調整交付金	105,842	5,602	100,240
4 支払基金交付金	310,347	15,837	294,510
1 支払基金交付金	310,347	15,837	294,510
1 介護給付費交付金	299,241	15,837	283,404
5 道支出金	180,105	9,089	171,016
1 道負担金	168,895	9,089	159,806
1 介護給付費負担金	168,895	9,089	159,806
7 繰入金	231,028	7,523	223,505
1 一般会計繰入金	222,276	7,523	214,753
1 介護給付費繰入金	138,537	7,332	131,205
5 その他一般会計繰入金	52,039	191	51,848
歳入合計	1,271,376	48,307	1,223,069

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 認定審査会共同設置負担金	281	
1 現 年 度 分	9,975	
1 現 年 度 分	5,602	
1 現 年 度 分	15,837	
1 現 年 度 分	9,089	
1 現 年 度 分	7,332	
1 職員給与費等繰入金	191	

(3) 歳出 (保険事業勘定)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	45,234	472	44,762			472	
3 介護認定審査会費	16,591	472	16,119			472	
1 介護認定審査会費	10,025	472	9,553			472	
2 保険給付費	1,108,303	58,656	1,049,647	24,666		23,169	10,821
1 介護サービス等諸費	986,080	47,388	938,692	19,928		18,718	8,742
1 居宅介護サービス等給付費	776,968	20,677	756,291	8,696		8,167	3,814
2 地域密着型介護サービス給付費	209,112	26,711	182,401	11,232		10,551	4,928
6 特定入所者介護サービス等費	69,050	11,268	57,782	4,738		4,451	2,079
1 特定入所者介護サービス費	69,000	11,268	57,732	4,738		4,451	2,079
5 基金積立金	10	10,821	10,831				10,821
1 基金積立金	10	10,821	10,831				10,821
1 基金積立金	10	10,821	10,831				10,821
歳 出 合 計	1,271,376	48,307	1,223,069	24,666	0	23,641	0

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1 報	酬	472	介護認定審査委員
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金		20,677	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金		26,711	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金		11,268	
24 積 立 金		10,821	基金積立金

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)		
補正前	長 等									
	議 員									
	その他の特別	38	3,295					3,295		3,295
	計	38	3,295					3,295		3,295
補正額	長 等									
	議 員									
	その他の特別		▲472					▲472		▲472
	計		▲472					▲472		▲472
補正後	長 等									
	議 員									
	その他の特別	38	2,823					2,823		2,823
	計	38	2,823					2,823		2,823

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	6		21,706	15,152	36,858	6,696	43,554	
補正額								
補正後	6		21,706	15,152	36,858	6,696	43,554	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前	180	419	4,320	3,829	373	1,800	208	300
補正額										
補正後	180	419	4,320	3,829	373	1,800	208	300		
区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考					
補正前				3,723						
補正額										
補正後				3,723						

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	15	3,048	17,595	5,674	26,317	3,727	30,044	
補正額			490	▲434	56	▲305	▲249	
補正後	15	3,048	18,085	5,240	26,373	3,422	29,795	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前			1,751			881	375	
補正額				100		26	▲89			
補正後				1,851		907	286			
区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考					
補正前				2,667						
補正額				▲471						
補正後				2,196						

議案第5号

令和4年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ17,285千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ434,578千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和4年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額及びその他変更をする必要が生じたことによる。

令和4年度 公共下水道事業特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
公共下水道費	一般管理費	一般管理費	▲ 870				▲ 870		
公共下水道費	管渠管理費	管渠管理費	▲ 630					▲ 630	
公共下水道費	下水道管理センター管理費	下水道管理センター管理費	▲ 10,840	▲ 6,213		▲ 3,500	▲ 1,127		
公共下水道費	公共下水道施設費	公共下水道施設費	▲ 2,000	▲ 1,000		▲ 1,000			
公債費	元金	元金	▲ 3,000				▲ 3,000		
公債費	利子	利子	55				55		
計			▲ 17,285	▲ 7,213		▲ 4,500	▲ 4,942	▲ 630	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1分担金及び負担金		44,695	1,100	43,595
	1負担金	44,695	1,100	43,595
2使用料及び手数料		37,606	630	36,976
	1使用料	37,580	630	36,950
3国庫支出金		103,700	7,213	96,487
	1国庫補助金	103,700	7,213	96,487
4繰入金		173,062	3,842	169,220
	1一般会計繰入金	173,062	3,842	169,220
5町債		92,800	4,500	88,300
	1町債	92,800	4,500	88,300
歳入合計		451,863	17,285	434,578

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1公共下水道費		279,818	14,340	265,478
	1総務費	17,869	870	16,999
	2施設管理費	233,589	11,470	222,119
	3事業費	28,360	2,000	26,360
2公債費		172,045	2,945	169,100
	1公債費	172,045	2,945	169,100
歳出合計		451,863	17,285	434,578

第2表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
江差・上ノ国下水道管理センター 自家用電気工作物保安管理委託業 務	令和4年度～令和5年度	390
五勝手中継ポンプ場電気工作物保 安管理委託業務	令和4年度～令和5年度	270
江差・上ノ国下水道管理センター産 業廃棄物（下水汚泥）収集運搬・処 理委託業務	令和4年度～令和5年度	10,094

第3表 地方債補正

(変更)

単位：千円

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	公共下水道整備	12,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		11,700	同上	同上	同上
変更前	下水道事業債 (下水道管理センター中央監視装置外)	54,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		51,200	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	44,695	1,100	43,595
2 使用料及び手数料	37,606	630	36,976
3 国庫支出金	103,700	7,213	96,487
4 繰入金	173,062	3,842	169,220
5 町債	92,800	4,500	88,300
歳入合計	451,863	17,285	434,578

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1公共下水道費	279,818	14,340	265,478	7,213	4,500	1,997	630
2公債費	172,045	2,945	169,100			2,945	
歳出合計	451,863	17,285	434,578	7,213	4,500	4,942	630

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	44,695	1,100	43,595
1 負担金	44,695	1,100	43,595
1 公共下水道費負担金	43,815	1,100	42,715
2 使用料及び手数料	37,606	630	36,976
1 使用料	37,580	630	36,950
1 下水道使用料	37,580	630	36,950
3 国庫支出金	103,700	7,213	96,487
1 国庫補助金	103,700	7,213	96,487
1 公共下水道費補助金	103,700	7,213	96,487
4 繰入金	173,062	3,842	169,220
1 一般会計繰入金	173,062	3,842	169,220
1 一般会計繰入金	173,062	3,842	169,220
5 町債	92,800	4,500	88,300
1 町債	92,800	4,500	88,300
1 下水道事業債	67,400	4,500	62,900
歳入合計	451,863	17,285	434,578

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	公共下水道費負担金	1,100	上ノ国町負担金
1	下水道使用料	630	下水道使用料
1	公共下水道費補助金	7,213	社会資本整備総合交付金 下水道管理センター中央監視装置外 公共下水道整備 6,213 1,000
1	一般会計繰入金	3,842	
1	下水道事業債	4,500	下水道事業債 公共下水道整備 下水道管理センター中央監視装置外 1,000 3,500

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 公共下水道費	279,818	14,340	265,478	7,213	4,500	1,997	630
1 総務費	17,869	870	16,999			897	27
1 一般管理費	17,869	870	16,999			897	27
2 施設管理費	233,589	11,470	222,119	6,213	3,500	1,100	657
1 管渠管理費	16,062	630	15,432				630
2 下水道管理センター管理費	217,527	10,840	206,687	6,213	3,500	1,100	27
3 事業費	28,360	2,000	26,360	1,000	1,000		
1 公共下水道施設費	28,360	2,000	26,360	1,000	1,000		
2 公債費	172,045	2,945	169,100			2,945	
1 公債費	172,045	2,945	169,100			2,945	
1 元金	155,163	3,000	152,163			3,000	
2 利子	16,882	55	16,937			55	
歳出合計	451,863	17,285	434,578	7,213	4,500	4,942	630

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
26	公 課 費	870	消費税
12	委 託 料	630	マンホールポンプ外整備
12	委 託 料	10,840	下水道管理センター 中央監視装置外更新委託
14	工 事 請 負 費	2,000	江差 4号枝線污水管渠新設工事
22	償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	3,000	長期借入金償還元金
22	償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	55	長期借入金償還利子

(4) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 支 出 金	道 地 方 債	そ の 他	
江差・上ノ国下水道管理 センター自家用電気工作 物保安管理委託業務	390			令和4 ～ 5	390			165	225
五勝手中継ポンプ場電気 工作物保安管理委託業務	270			令和4 ～ 5	270				270
江差・上ノ国下水道管理 センター産業廃棄物（下 水汚泥）収集運搬・処理 委託業務	10,094			令和4 ～ 5	10,094			4,270	5,824

(5) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
下水道事業債	1,082,229	1,028,836	41,200	88,557	981,479	
合計	補正前の額	1,514,445	1,427,670	92,800	155,163	1,365,307
	補正額			▲ 4,500		▲ 4,500
	補正後の額	1,514,445	1,427,670	88,300	155,163	1,360,807

議案第6号

令和4年度江差町水道事業会計補正予算（第3号）について

（総則）

第1条 令和4年度江差町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和4年度江差町水道事業会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算を変更をする必要が生じたことによる。

第1表 債務負担行為補正

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
水道施設の水処理等維持管理部分委託業務	令和4年度～ 令和5年度	31,196
自家用電気工作物保安管理委託業務	令和4年度～ 令和5年度	428

(1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般 財源
						国 道 支出金	企業債	その他	
水道施設の水処理等維持 管理部分委託業務	31,196			令和4 ～ 令和5	31,196				31,196
自家用電気工作物保安管 理委託業務	428			令和4 ～ 令和5	428				428

議案第16号

江差町財政調整基金の処分について

令和5年度江差町一般会計の財源不足を補填するため、江差町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、財政調整基金を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する額 300,000,000円
- 2 処分する時期 令和5年度中

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

議案第 17 号

江差町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

江差町個人情報の保護に関する法律施行条例を、次のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正に伴い、江差町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するもの。

江差町個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者をいう。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項本文の規定による写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、写しの作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にななければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にななければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に

規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第8条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第10条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(江差町個人情報保護条例の廃止)

第2条 江差町個人情報保護条例(平成13年江差町条例第2号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示及び訂正については、なお

従前の例による。

3 次に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第1号に規定する個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項の規定は、町の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第18号

江差町個人情報保護審査会条例の制定について

江差町個人情報保護審査会条例を、次のように定める。

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、江差町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するもの。

江差町個人情報保護審査会条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 設置及び組織（第2条―第6条）
- 第3章 審査会の調査審議の手續（第7条―第14条）
- 第4章 雑則（第15条・第16条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、江差町個人情報保護審査会の設置および組織ならびに調査審議の手續き等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、町に、江差町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 町長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第5条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第3章 審査会の調査審議等の手續

(定義)

第7条 この章において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（町の機関（議会を除く。）をいう。）をいう。

2 この章において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に係る事案の審議を行うために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）、実施機関の職員その他関係者（以下「審査請求人等」という。）から意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(意見の陳情)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでな

い。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(諮問に対する答申)

第13条 審査会は、実施機関に対し、書面により法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

2 前項の規定による答申書には、次の各号に掲げる事項について記載するほか、当該審査請求に関連した個人情報の保護に関する施策についての意見を付することができる。

(1) 当該審査請求に対し実施機関がなすべき裁決の種類及びその理由

(2) 答申の内容について少数意見があるときは当該少数意見

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、総務課において行う。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前に江差町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年江差町条例第●号）附則第2条の規定による廃止前の江差町個人情報保護条例（平成13年江差町条例第2号。以下「旧条例」という。）第27条第1項の規定により旧条例第28条の規定により設置された江差町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

議案第19号

江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例
について

江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例を改正するもの。

江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例

江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「江差町個人情報保護条例（平成13年江差町条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定管理者若しくはその管理する公の施設の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者若しくはその管理する公の施設の業務に従事していた者に係る改正前の江差町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第13条第1項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第 20 号

江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例について

江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を、次のように
改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 172 号）により、江差町議会議員及び江
差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を改正するもの。

江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例

江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同条同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

公務員の「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に基づき育児休業要件緩和等を図るため、江差町職員の育児休業等に関する条例を改正するもの。

江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

江差町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に、ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同条第3号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該

当してする育児休業の期間の末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改める。

第2条の4第2号を同条第3号とし、同条第1号を第2号とし、同条に次の2号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「当該任期の」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同条第5号を削り、以下1号ずつ繰り上げる。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この条例の適用日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 2 2 号

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附則第2条を次のように改める。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなけ

れば」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 23 号

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

民法等の改正に伴う児童福祉関係府省令の一部改正並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第10条中「設置するときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り、」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

江差町学童保育所設置条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

入所学童の範囲を拡大するため、江差町学童保育所設置条例を改正するもの。

江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例

江差町学童保育所設置条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「町内に在住する学童」を「江差町立小学校に就学している児童」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第25号

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

民法等の改正に伴う児童福祉関係府省令の一部改正並びに子ども・子育て支援法及び学校教育法の改正に伴い、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

本則中「第19条第1項」を「第19条」に改める。

第4条第2項第3号中「同項」を「同条」に改める。

第6条第3項中「同項」を「同条」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」の次に「第1項」を加える。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第2項並びに同条第3項中「同項」を「同条」に改める。

第36条第2項並びに同条第3項中「同項」を「同条」に改める。

第51条第3項中「同項」を「同条」に改める。

第52条第2項中「同項」を「同条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 24 号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 23 号）により、江差町国民健康保険条例を改正するもの。

江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険条例（昭和33年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 27 号

江差町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条の規定により、令和 3 年 9 月 14 日議決の江差町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 4 年度予算において、「旧江光ビル跡地活用拠点施設整備事業」の実施について、江差町過疎地域持続的発展市町村計画に追加登載し、過疎対策事業債を活用するため。

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更

江差町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）を次のとおり変更する。

【区 分】2 産業の振興

(3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
(7) 商業			
その他	旧江光ビル跡地活用拠点施設整備事業	町	

_____部分を加える。

議案第29号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年江差町条例第15号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 陣屋・円山地区町有地法面崩落防止工事 |
| 2 工事場所 | 檜山郡江差町字陣屋町303番地9のうち |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 64,900,000円 |
| 5 契約の相手方 | 檜山郡江差町字桧岱215番地
亀田工業株式会社
代表取締役 森下 豊一 |

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付す契約が、予定価格50,000,000円以上の工事の請負契約であるため。

議案第30号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 檜山郡江差町字中歌町196番地内
- (2) 名称 江差町漁船等上架施設

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 檜山郡江差町字中歌町196番地
- (2) 名称 株式会社 檜山造船公社
- (3) 代表者 代表取締役 工藤 幸博

3 指定する期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年間）

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

江差町漁船等上架施設について、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するため。

議案第31号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 檜山郡江差町字姥神町1番地10
- (2) 名称 江差港マリーナ

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 檜山郡江差町字姥神町1番地10
- (2) 名称 一般財団法人 開陽丸青少年センター
- (3) 代表者 副理事長 打越 東亜夫

3 指定する期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年間）

令和5年3月8日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

江差港マリーナについて、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するため。

議案第 3 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 檜山郡江差町字姥神町 4 2 番地 3
- (2) 名 称 江差町歴史的まちなみ交流会館壺番蔵

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 檜山郡江差町字橋本町 8 5 番地
- (2) 名 称 江差町歴まち商店街協同組合
- (3) 代表者 理事長 萩原 徹

3 指定する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで（4 年間）

令和 5 年 3 月 8 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

江差町歴史的まちなみ交流会館壺番蔵について、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するため。